

28日 健 第102号
平成28年5月12日

日進市休日急病診療所運営協議会
委員長 五十里明 様

日進市長 萩野 幸三



日進市休日急病診療所の管理運営方法のあり方について（諮問）

日進市休日急病診療所条例第8条及び日進市休日急病診療所運営協議会規則第2条の規定により、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

日進市休日急病診療所の管理運営方法のあり方について

2 諮問の趣旨

本診療所は、休日における急病患者に適正な医療を提供することにより市民の生命と健康保持に寄与することを目的とし、平成7年に開設し、これまで、東名古屋医師会の協力を得て円滑に運営してきました。

また、平成18年度からは、指定管理者制度を導入し、東名古屋医師会を指定管理者とすることで、一層、効率的かつ効果的な運営がなされてきたものと考えています。

しかしながら、指定管理制度での管理運営を始めてから10年を経過し、この間、本市及び周辺地域の人口増加に伴う利用者増をはじめ、本診療所を取り巻く状況が大きく変化しております。こうした状況の中、本診療所の今後の管理運営のあり方について、あらためて、幅広い視点から検討したいので諮問します。